

第 228 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 5 年 10 月 24 日(火) 午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 00 分

2. 場 所 横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (41名)

1番 恩田 洋一	2番 石原 隆幸	3番 藤原 寿成	4番 藤原 康正
5番 岩田 孝史	6番 古田川光彦	7番 永濱 孝之	8番 安部 治美
9番 石原 博	10番 高橋 正敏	11番 藤原 克己	12番 和久利 勝
13番 石原 敬士	14番 和久利 健	15番 立石 覚	16番 大坂 茂
17番 安部 備造	18番 金倉 弘美	19番 藤井 卓	20番 八澤 幹夫
21番 森合 健一	22番 藤原 昭則	24番 佐藤 昌利	25番 石原 宏二
26番 賀元 亨	27番 若月 勝久	28番 藤原 修	29番 藤原 功
30番 山田 幸則	31番 白名 貴美子	32番 嵐谷 行徳	33番 新田 昭喜
35番 浅野 保男	36番 川西 雄二	37番 小池 俊彦	38番 堀尾 敏久
39番 大塚 真人	40番 安部 秀男	41番 梅木 達也	42番 松島 昭夫
43番 原田 二郎			

4. 事務局又は説明者

農 業 委 員 会 事務局長補佐 福 田 貴 美 子

5. 欠席委員 (2名)

23番 渡部 雅一 34番 卜藏 秀夫

6. 議事日程

日程第 1 号 議事録署名委員の指名

日程第 2 号 報告第 1 号 農地の合意解約に関する届出について

議案第 1 号 非農地証明交付申請の承認について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地利用集積計画の承認について (所有権の設定)

議案第 6 号 農地利用集積計画の承認について (利用権の設定)

議案第 7 号 奥出雲町農業振興地域整備計画の変更について

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第228回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者はございません。過半数に達しており本日の総会は成立いたします。農地利用最適化推進委員は23番、34番の2名が欠席となっています。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、9番 石原委員、11番 藤原委員にお願いをいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。報告第1号からその他まで順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和5年10月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,570㎡ 他で3,089㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和5年10月2日。解約の理由、双方の合意による。 番号2、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,570㎡ 他で3,089㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和5年10月2日。解約の理由、双方の合意による。 番号3、農地の所在 □□□□番、1筆。面積1,309㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和5年9月13日。解約の理由 現在の賃借人に県公社経由で売買するため。以上です。
議長	事務局説明が終わりました。報告事項ですので質疑等はいりません。 次、議案第1号 非農地証明交付申請の承認について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。令和5年10月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/畑、現況/山林。面積960㎡ 他で2,011㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。非農地の事由、平成元年頃から耕作不便のため耕作を放棄したため。現地調査につきましては、9月29日に ■■■■地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。資料1に地図を載せておりますので、ご覧ください。現地は、進入路もなくなり現地まで入れない場所にある農地です。山林となっております農地への復旧は、困難と思われます。 以上、ご審議のほどよろしく願います。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について27番若月委員、お願いいたします。

27番	議案第1号番号1につきまして27番若月が補足説明をさせていただきます。この農地は、□□□□の■■■■地内にございます。先程事務局から説明もございましたように、平成元年頃から耕作放棄ということで、現地は完全に山林化いたしております。地図でもわかりますように、付近の道路からもかなり離れたところにありますので、復旧することは不可能と思われます。農地として存続することはできないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 次に議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和5年10月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑。面積は283㎡他で計4,402㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は44aです。資料2に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号2、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は849㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は74.7aです。資料3に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号3、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑。面積は257㎡他で1,927㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は57.9aです。資料4に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号4、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は123㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は119.2aです。資料5に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号5、農地の所在 □□□□番、外10筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑。面積は1,442㎡他で4,414.25㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は490aです。対価につきましては、10aあたり総額◇◇◇◇円。資料6の①、②に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号6、農地の所在 稲原2461番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は686㎡他で4,615㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご

事務局	覧のとおりです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は536. 2aです。資料7-①、②に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号7、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は1, 525㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は161. 4aです。対価につきましては、総額◇◇◇◇円。資料8に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号8、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は243㎡他で478㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は389aです。対価につきましては、農地以外も含み総額◇◇◇◇円。資料9に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号9、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は46㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は80. 7aです。資料10に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など事業に必要な農作業に従事する」と、見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 議長 事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について21番森合委員、お願いいたします。 21番 議案第2号番号1につきまして21番森合が補足説明をさせていただきます。△△△△さんは当初、○○○○さんの家屋を譲り受けて転居の話になっていましたが、契約を進めるうち、○○○○さん所有の農地についても譲り受ける話になったようです。△△△△さんは年齢的にも40代と若く、農業に関しても興味があり、これから後、維持管理をしていただけると判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長 補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2について、30番山田委員、補足説明をお願いします。 30番 議案第2号番号2につきまして30番山田が補足説明をさせていただきます。資料3の地図にもありますように、受けられる△△△△さんは□□□□でございます、□□□□の前のほうにこの圃場がございます。○○○○さん宅もその前にありますが、現在誰も住んでおられず、土地を地元でできる方に譲りたいという話があり、△△△△さんが作るということで、話ができたようです。△△△△さんも米などいろいろ作っていただけますけれども、この田圃に関しては、景観作物、ハスの
-----	---

30番	花を栽培しよう、と聞いています。△△△△さんも意欲的に取り組んでおられますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号2について承認することに決しました。 続いて番号3について、36番川西委員、補足説明をお願いします。
36番	議案第2号番号3につきまして36番川西が補足説明をさせていただきます。〇〇〇〇氏より△△△氏への農地譲り渡しについて、代理人である□□□□行政書士より申請があり、図面と現地を確認いたしましたところ、問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号3について承認することに決しました。 続いて番号4について、36番川西委員、補足説明をお願いします。
36番	議案第2号番号4につきまして36番川西が補足説明をさせていただきます。〇〇〇〇氏より△△△氏への農地譲り渡しについて、代理人である□□□□行政書士より申請があり、図面と現地を確認いたしましたところ、問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号4について承認することに決しました。 続いて番号5について、37番小池委員、補足説明をお願いします。
37番	議案第2号番号5につきまして37番小池が補足説明をさせていただきます。〇〇〇〇さんは現在遠隔地に在住しておられまして管理等は無理、△△△△さんをお願いしたいということで、双方合意の上、成立となっています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号4について承認することに決しました。 続いて番号6から番号8について、37番小池委員、補足説明をお願いします。
37番	議案第2号番号6から番号8につきまして37番小池が補足説明をさせていただきます。 番号6につきまして、この農地では3年前までエゴマの栽培をしておられましたが、現在は荒地地となっております、△△△△さんの畑と隣接しているということもあり、譲渡したいということで、話し合いができたようです。 番号7につきまして、〇〇〇〇さんは現在▲▲▲▲のほうに在住しておられまして、△△△△さんとは長い間賃貸賃借の関係にあり、△△△△さんが農地を管理しておられました。このたび譲渡したいということで話し合いができたようです。 番号8につきまして、この農地はかなり荒れておりまして、△△△△さん宅のすぐ前ということで、△△△△さんが整備をしたいということで、双方合意に至っております。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号6について承認することに決しました。 次、番号7について、質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号7について承認することに決しました。 次、番号8について、質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号8について承認することに決しました。 続いて番号9について、41番梅木委員、補足説明をお願いします。
41番	議案第2号番号9につきまして41番梅木が補足説明をさせていただきます。〇〇〇〇さんは▲▲▲▲で居住生活されていまして、日常的な耕作ができない、維持管理も困難であるということ

41番	で、人一倍耕作熱心である△△△△さんに贈与し、農地の荒廃を防ぎたいという思いで今回の申請に至りました。申請地につきましては、△△△△さんが営んでおられる■ ■ ■ ■ ■のすぐ前にございます。何ら問題なく耕作や維持管理ができると思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号9について承認することに決しました。 次に議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年10月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/田、現況/宅地。面積239㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■ ■ ■ ■ ■。転用目的は店舗。施設等、店舗。転用理由は店舗建築のため。追認です。顛末書を読みます。除地については、平成10年に公告されています。資料11に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 農業公共投資の対象となっていない小集団農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について32番嵐谷委員、お願いいたします。
32番	議案第3号番号1につきまして32番嵐谷が補足説明をさせていただきます。9月18日に安部委員と伺いお話を聞きまして、いま事務局から報告がございました。□□□□番の店舗、同じく■ ■ ■ ■ ■番の□□□□および駐車場が、もうできているためやむなし、という結果になりました。本人さんも猛省しておられまして、今後はこういうことがないようにお誓い申し上げるということでした。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次に議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。

事務局	議案第4号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年10月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/田、現況/宅地・露天駐車場。面積80㎡他で計198㎡。権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■●●●。譲受人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■●●●。転用目的は露天駐車場。施設等、露天駐車場・石垣。申請理由は石積を施工し宅地の拡大、隣接する県道から進入する駐車場を整備したい。追認です。顛末書を読みます。対価は無償。除地については、県の同意を得て、令和5年8月10日に公告されています。資料12に地図を載せていますので、参考をご覧ください。 許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について36番川西委員、お願いいたします。
36番	議案第4号番号1につきまして36番川西が補足説明をさせていただきます。○○○○氏より△△△氏への農地譲り渡しについて、代理人である□□□行政書士より申請があり、図面と現地を確認いたしましたところ、問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について承認することに決しました。 次に議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第5号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和5年10月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積 1, 309㎡。内容は所有権移転です。所有権を移転する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。所有権の移転を受ける者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所、松江市黒田町432番地1。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。売買価格につきましては、◇◇◇◇円です。移転の時期、令和5年10月31日。支払方法、口座振込。支払期限、令和5年11月20日。 この案件につきましては、農地中間管理機構が行う特例事業として実施する所有権移転です。農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しており、要件を満たしているものと考えます。

事務局	なお、県の農地中間管理機構であります「公益財団法人しまね農業振興公社」の同意も得ております。ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について36番川西委員、お願いいたします。
36番	議案第5号番号1につきまして36番川西が補足説明をさせていただきます。農地利用集積の承認、〇〇〇〇氏からしまね農業振興公社への所有権移転について、田1筆、現地を確認いたしましたところ、問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号1について承認することに決しました。 次に議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第6号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和5年10月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3,424㎡他で5,951㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,152㎡他で5,589㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は4年1か月、賃貸借です。 番号3、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,125㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 以上の案件につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1から番号2について36番川西委員、お願いいたします。

36番	議案第6号番号1から番号2につきまして36番川西が補足説明をさせていただきます。 △△△△氏より、□□□□地区〇〇〇〇氏の農地2筆、■●●●地区〇〇〇〇氏の農地2筆の小作更新の申請がありました。現地は適正に管理されておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号1から2について承認することに決しました。 続いて番号3について、35番浅野委員、補足説明をお願いします。
35番	議案第6号番号3につきまして35番浅野が補足説明をさせていただきます。場所は、□□□□自治会内で、■●●●に併設する圃場です。この農地では本年も、設定を受ける△△△△さんによりイネの作付がなされています。周辺の圃場もしっかり管理されていますので、今後も利用権の設定により、継続した農業生産活動ができるものと見込まれます。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号3について承認することに決しました。 次に議案第7号、奥出雲農業振興地域整備計画の変更について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	農業振興課・農政係の廣田です。農振除外を担当しています。よろしくお願いします。 議案第7号の奥出雲農業振興地域整備計画変更理由書をご覧ください。こちらが今回申請のあった除外申請の一覧です。件数9件、筆数11筆、面積2,346㎡が今回の申請内容です。この申請のうち整理番号1番、3番、4番、5番、6番、8番、9番が追認です。それでは、内容について読み上げます。 番号1、土地の所在 □□□□番。地目は畑。面積97㎡。土地の所有者 〇〇〇〇、事業計画者 △△△△。除外の理由は駐車場。 番号2、土地の所在 □□□□番。地目は。面積504㎡、うち事業面積10㎡。土地の所有者、事業計画者、ともに〇〇〇〇。除外の理由は墓地。 番号3、土地の所在 □□□□番。地目は畑。面積142㎡。土地の所有者、事業計画者、ともに〇〇〇〇。除外の理由は駐車場。 番号4、土地の所在 □□□□番。地目は田。面積284㎡。土地の所有者、事業計画者、ともに〇〇〇〇。除外の理由は農業用倉庫。 番号4、土地の所在 □□□□番。地目は田。面積187㎡。土地の所有者、事業計画者、とも

事務局	に〇〇〇〇。除外の理由は農業用倉庫。 番号4、土地の所在 □□□□番。地目は田。面積59㎡。土地の所有者、事業計画者、ともに〇〇〇〇。除外の理由は農業用倉庫。 番号5、土地の所在 □□□□番。地目は畑。面積286㎡。土地の所有者、事業計画者、ともに〇〇〇〇。除外の理由は車庫兼物置、庭。 番号6、土地の所在 □□□□番。地目は田。面積273㎡。土地の所有者、事業計画者、ともに〇〇〇〇。除外の理由は進入路。 番号7、土地の所在 □□□□番。地目は畑。面積1011㎡、うち事業面積33㎡。土地の所有者、事業計画者、ともに〇〇〇〇。除外の理由は墓地。 番号8、土地の所在 □□□□番。地目は畑。面積378㎡。土地の所有者、事業計画者、ともに〇〇〇〇。除外の理由は事業用建物、駐車場。 番号9、土地の所在 □□□□番。地目は畑。面積597㎡。土地の所有者、事業計画者、ともに〇〇〇〇。除外の理由は住宅。 以上でございます。詳細については、位置図及び土地利用計画図を添付しておりますので、ご確認をお願いします。ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	事務局の説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。5番岩田委員。
5番	こちらの「奥出雲農業振興地域整備計画変更理由書」は、どのような申請があつて並べられているものでしょうか。
事務局	「農業振興地域整備計画」は、農振法で定めてある計画で、各市町村がそれぞれこういった計画を作っています。この計画というのは、奥出雲町につきましては、旧横田町の町なかにある用途指定地域や、旧仁多町の町なかの事業開発があるような土地を除いた地域にある農地を、農業振興地域と定めています。こちらの農業振興地域に入っていることで、中山間の直接支払制度や、多面的機能支払交付金を受けられるような計画になっています。今回の申請があつた農地は、基本的にこの計画のなかに入っています。この計画から外すことで、まず農業振興地域から落とします。それから後に、農地転用や、所有権移転と合わせた農地転用を、農地法で審議するかたちになります。4条や5条申請の前段と捉えていただければと思います。
5番	わかりました。ありがとうございます。
議長	他にございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第7号について承認することに決しました。 事務局、その他について何かございますでしょうか。
事務局	○10月22日発行の日本農業新聞に和久利健委員の活動が掲載されていましてので配布します。 ○地域計画の策定にあたり、地区説明会の開催については、ご案内のとおり11月1日より開催します。ご都合もあろうかと思いますが、ご出席いただきますようお願いいたします。

事務局	○利用状況調査、大変お世話になりました。調査の際のタブレット使用については各地区で様々だったと思います。地域計画の説明会が始まり、地域での協議等始まると思いますが、タブレットの貸し出しは、随時行います。ご利用の際は、事務局まで連絡ください。
議長	ありがとうございました。本日上程いたしました議案は以上でございます。 次回の総会は11月22日(水)9時から、横田庁舎3階大会議室で開催します。 以上で本日の総会を終わります。